

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（3件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 4 0 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職 3 月

3 発令年月日

令和 7 年 7 月 3 0 日

4 処分理由

令和 6 年 7 月 1 7 日、勤務校において、ヘアードライヤーの購入を、消耗品の購入と偽り申請し、校長に同申請に係る契約を締結させるとともに、同年 9 月中旬頃の日、納品された同ヘアードライヤーを校長の許可を得ることなく、自宅に持ち出すなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 4 8 歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

減給 1 0 分の 1 1 月

3 発令年月日

令和 7 年 7 月 3 0 日

4 処分理由

令和4年6月6日から令和6年9月20日までの間に、自宅から勤務校までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車による通勤を行い、通勤手当232,400円を不正受給した。

Ⅲ

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 45歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和7年7月30日

4 処分理由

令和5年度勤務校の保護者からの徴収金により購入した副教材テスト計837枚について、年間指導計画に基づいて適切な時期に同テストの実施、採点及び返却を行うべきところ、同837枚のうち計33枚を返却しないなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）